

事業主の皆様へ(7月号)

仙台労働基準監督署からのお知らせです。

震災復旧・復興に日々ご尽力いただいていることと思います。皆様に参加者としていただきたい情報や監督署からのお願いをお伝えいたします。

1 健康で安全な職場から復興を

震災の復旧・復興が進むとともに、労働災害が急増しております。復旧・復興作業に従事される方の災害防止に、震災被災者の皆様を含め、地域全体のご理解とご協力をお願いいたします。

熱中症対策は万全ですか？

管内も梅雨明けとなり、気温が上昇しました。災害復旧などの建設現場において熱中症によるとみられる死亡災害や意識不明となった重篤な事案が複数発生しました。建設業のみならず皆様の事業場でも、熱中症に対する対策が適正に行われているか、緊急点検をお願いいたします。作業場所の気温と湿度を計測し、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数(WBGT値)で、熱中症にかかる可能性を確認し、対策を講じてください。

厚生労働省では、「職場における熱中症予防対策」を策定し、取組をお願いしておりますので、まだご存じでない方は、同封のパンフレットや[厚生労働省のホームページ](#)を至急確認してください。熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻する病気で、めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、大量発汗、頭痛、気分の不快、吐き気、おう吐、倦怠感、虚脱感、意識障害や運動障害まで、多彩な症状を呈します。**屋内作業でも、重篤な熱中症が発生していますので、ご注意を！**

ポイント1

高温多湿な作業場所は、熱中症にかかる可能性がありますので、WBGT値の評価を行い、その結果に基づく作業や作業環境の対策をお願いします。高温多湿の作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保し、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備の配置に努め、個々の従業員の皆様に対しては、巡視などで適度な休憩、水分・塩分の摂取を行っていることの確認をお願いいたします。

ポイント2

毎日の朝礼やラジオ体操の際に、個々の従業員の皆様のその日の体調を確認して、その日の気象予報を考慮した作業指示が大切です。健康な方であっても体調は変化することから、過信は禁物です。

なお、職場で熱中症を疑わせる兆候を確認した場合は、速やかに作業を中断させ、医師の診断を迅速に受けてください。**初期の対応が不十分で症状が重篤になっている事案が発生しています！**

ポイント3

従業員の皆様の日頃の健康状態を把握した上で、その状態を踏まえた管理が必要となります。健康診断結果で異常所見がある、既往歴がある、現在治療中などの方は、特に配慮する必要があります。WBGTの基準は、既往症のない健康な成人男性を基準に策定されております。

2 石綿(アスベスト)の除去作業に注意

今月、管内で煙突の解体作業に伴う石綿の除去作業において、石綿が外部に飛散する事案が発生しました。石綿の除去作業は、飛散を防ぐために隔離して作業を行っておりましたが、この隔離区域から外部に除去した石綿が飛散したものです。

震災により、工場、ホテルなど石綿が吹き付けられている建物の解体作業が昨年より進められております。管内では、震災以降石綿の除去作業が、244件行われました。また、石綿が含まれる建材を使用している建物を解体している現場も多数存在し、建材を破壊する際に石綿が飛散しないように措置を行うこととなっています。

除去作業を行う事業者には、法令を遵守し、現場管理の徹底をお願いします。また、管内の事業場の皆様には次のポイントをご承知ください。

ポイント1

建物を解体する場合には、事前に石綿の吹き付けや含有資材の有無の調査を行い、その調査結果を現場に表示することが法令で義務化されています。

ポイント2

石綿の吹き付けは、鉄骨耐火被覆、天井の断熱材、機械室の吸音材などに使用されています。そのため、身近な構造物では、鉄骨造のビル、ホテル、工場の建屋に用いられています。高熱となる個所の煙突、ボイラー室内、配管には、保温材・断熱材として使用されています。

ポイント3

石綿を含む建設資材は、内装材の石膏ボード、床材のビニル床タイルやフローアシート、外装材のスレート波板、フレキシブルボード、屋根材のスレートなどです。

電話022-299-9073(安全衛生課)

3 石綿(アスベスト)による労災請求は、お済みでしょうか？

石綿による病気は、30年から40年という長期間を経過した後に発病することが多いことから、労災請求の勧奨に努めています。

仕事で石綿にさらされたことにより、中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚を発症された方やご遺族の方の労災請求はお済みでしょうか。また、遺族請求が時効により請求できない場合でも、石綿救済法に基づき請求することができますので、早急にご相談ください。

平成23年度の1年間で、県内の労働基準監督署において、19の方が労災認定されております。

石綿にさらされる主な作業

- ・石綿製品の製造工程における作業
- ・石綿の吹き付け作業
- ・断熱材などの補修作業
- ・スレートなどの建材の加工作業
- ・建築物の補修又は解体作業

電話022-299-9074(労災課)

4 職場のパワーハラスメントの防止

管内では、依然としてパワーハラスメントにより精神障害を発症したとして労災の請求を行う事案が増加しております。震災や厳しい経済情勢の経営環境下で、職場環境の悪化が心配されます。厚生労働省において、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言が取りまとめられ、公表されました。厚生労働省のホームページから提言をご覧いただき、職場のパワーハラスメントの行為とその防止についてご理解をいただくとともに、パワーハラスメントの対策の取組をお願いします。

[パワーハラスメント](#) [厚生労働省](#) [検索](#)

また、パワーハラスメントやいじめによる個別の紛争事案は、総合労働相談コーナーで相談を受けております。指導や助言からあっせんまで行っておりますので、遠慮なくご相談ください。

電話022-299-9075(総合労働相談コーナー)